

指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指 定 の 番 号	茨城県知事 建指指令 第 27 号
指 定 の 有 効 期 間	令和7年6月1日から令和12年5月31日まで
機 関 の 名 称	一般財団法人茨城県建築センター
主たる事務所の住所 及び電話番号	茨城県水戸市笠原町978番30 電話番号 029(305)7300
代 表 者 氏 名	理事長 足立 信幸
業 務 区 域	茨城県の全域
指 定 区 分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条各号に掲げる区分
取 り 扱 う 建 築 物 等	(1) 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令 第15条第1号から第8号の2に掲げる建築物 (2) 建築基準法施行令第146条第1項第1号及び第2号に規定する建築設備 (3) 建築基準法施行令第138条第1項に規定する工作物
実施する業務の態様	建築確認、完了検査、中間検査及び仮使用認定